



人とクルマのいい関係をめざして

**4**  
2008 APRIL

●編集室：〒107-8556 東京都港区南青山2-1-1  
 本田技研工業株式会社  
 安全運転普及本部内  
 電話 03(5412)1736  
 ●編集人：千葉英雄  
 ●年間購読料：1200円(定価1部100円・消費税込)  
 ※郵便振替 口座番号：00170-7-173273  
 ※加入者名：(株)アストクリエティブ  
 安全運転普及本部係

安全運転普及活動ホームページ <http://www.honda.co.jp/safetyinfo/>

**今月の  
スポット**

安全行動を習慣化させるには時間がかかります。私だけでなく、サイクリンリーダーたちが繰り返し、習慣になるまで言い続けることが非常に大切です。(特集より)

**CONTENTS**

- シリーズ:命を守る教育現場  
 第1回「自転車利用者へのルール・マナーの啓発」……………①  
**県全体で推進する高校生への自転車教育**  
 教育最前線①……………③  
 ●鈴鹿市立牧田小学校・自転車教室/実際の交通場面を体験しながら、児童が安全な自転車通学の方法を身につける  
 私の提言……………④  
 ●渋谷良二/自転車は車両であるという意識をもって、ルール・マナーを守ってほしい  
 危険予測トレーニング(KYT)……………④  
 ●第1回「右折時の落とし穴」  
 TRAFFIC ADVICE—交通教育センターから……………⑤  
 ●東京エレクトロン九州(株)安全運転研修/実技の中で自ら気づいたことを交通安全に活かす  
 SAFETY REPO—Hondaグループから……………⑤  
 ●本田技研工業(株)熊本製作所・親子交通安全教室/子どもたちに自分の命を守るための安全意識を高めてもらうイベント  
 DOCUMENT EYE ②③……………⑥  
 ●高速道路で後部座席同乗者のシートベルト着用状況を観察する

**シリーズ:命を守る教育現場 第①回「自転車利用者へのルール・マナーの啓発」**

**県全体で推進する 高校生への自転車教育**

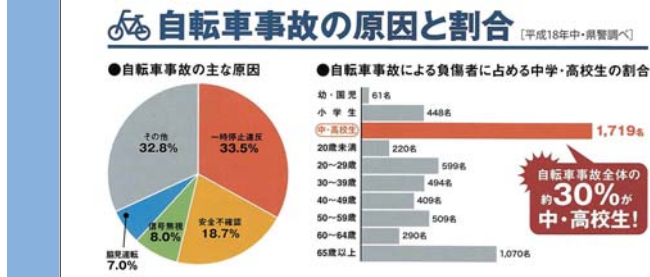
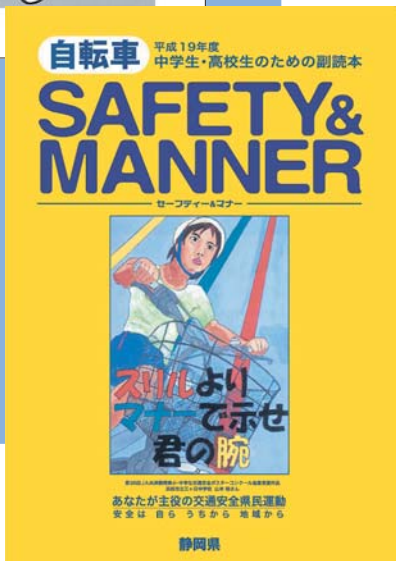
今年6月1日、改正道路交通法が施行される。本紙では今年度、道路交通法の改正項目に着目し、それに関連した交通安全教育の事例を紹介する「シリーズ:命を守る教育現場」をお送りしていく。第1回目となる今回は、自転車の交通秩序が整化するなかで、自転車の運転者として高校生にルール・マナーを守ることの重要性を伝えるために、どのような教育や活動が必要か、既に静岡県で進んでいる取組みの事例から探る。

静岡県では県くらし交通安全室、県警察本部、県教育委員会、中学校・高等学校などが協同で中学生、高校生を対象とした安全教育、広報活動、街頭指導などを柱とする総合的な自転車マナー向上対策を実施している。静岡県が積極的に自転車の安全対策に取り組んでいる背景には、県内の中学生・高校生の自転車事故の多さにある。静岡県くらし交通安全室主査の高橋和秀さんは、「高校生への自転車教育には特に重点を置いている」と話す。「静岡県は高校の多くが都市部に

あるため、県内の高校生約11万人の70%強が自転車通学をしています。朝の通勤時間帯に高校生の自転車が集中していることが、事故の要因になっているのです。高橋さんによると、県内の自転車事故死者数は高校生が約22%を占め、他の年齢層に比べ圧倒的に高いという。時間帯は朝の通学時間帯を含む6時から9時の事故が全体の3分の1と集中している。また、発生場所は交差点が約70%。自転車第1当事者となる違反は一時不

**自転車マナー向上のための副読本を作成**

そこで静岡県では県独自で、自転車マナー向上のための副読本「自転車SAFETY&MANNER」を作成した。平成13年度から毎年少しずつ改訂して発行し、学校を通じて県内の中学1年生と高校1年生に配布している(平成19年度は10万5000部を配布)。A4版8ページで、「自転車事故の原因と割合」「自転車事故の原因となる主な違反と罰則」「自転車事故に関わる損害賠償について」「自転車の安全点検と防犯対策」「自転車マナー違反探し」「危険予知」「標識の見方と運転上の注意」が記載されている。「これを活用して、自転車の運転者として最低限のルールとマナーを理解してほしい」と高橋さん。各学校では、ホームルームなどで副読本を利用して生徒に自転車利用者としての義務、罰則などを教育することとしている。



**自転車事故の原因となる主な違反と罰則**

- ×ブレーキ等不具合の運転**  
 道路交通法第63条の9第1項  
 罰則:5万円以下の罰金
- ×手放し運転・蛇行運転・競争**  
 道路交通法第70条  
 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ×並列運転**  
 道路交通法第19条  
 罰則:2万円以下の罰金など
- ×歩行者の通行妨害**  
 道路交通法第63条の4第2項  
 罰則:2万円以下の罰金など
- ×一時停止をしない**  
 道路交通法第43条  
 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ×信号無視**  
 道路交通法第7条  
 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ×右側通行**  
 道路交通法第17条第4項  
 道路交通法第18条  
 罰則:3ヶ月以下の懲役または5万円以下の罰金
- ×無灯火**  
 道路交通法第52条第1項  
 道路交通法第63条の9第2項  
 静岡県道路交通法施行細則第6条  
 罰則:5万円以下の罰金
- ×二人乗り**  
 道路交通法第57条第2項  
 静岡県道路交通法施行細則第7条第1項  
 罰則:2万円以下の罰金など
- ×傘さし運転**  
 道路交通法第71条第6号  
 静岡県道路交通法施行細則第9条第1項  
 罰則:5万円以下の罰金

自転車の運転者としてやってはいけないことを、罰則規定をまじえながら紹介

**自転車マナー違反探し**

下の他の自転車には違反箇所をいくつかあります。あなたはいつ、気づかれましたか?問題から当てはまる違反をマークしてください。

A 右側通行	H 安全運転義務違反(携帯電話運転)
B 一時停止	I 並進(二列通行)
C 横断歩行者妨害	J 二人乗り
D 信号無視	K 横断歩道を走行している違反
E 安全運転義務違反(ヘッドホン運転)	L 通行区分違反(歩道通行)
F 手放し運転(片手運転)	M 右左折方法違反
G 安全運転義務違反(ツアザグ運転)	N 違反なし

①( ) ②( ) ③( ) ④( ) ⑤( ) ⑥( ) ⑦( ) ⑧( ) ⑨( ) ⑩( )

クイズ形式で生徒自身を考えてもらうコンテンツも盛り込まれている

※第1当事者＝最初に交通事故に関与した車両の運転者または歩行者のうち、過失が重い者。過失が同程度の場合には人身傷害程度が軽い者。

シリーズ:命を守る教育現場 第①回「自転車利用者へのルール・マナーの啓発」

高校生自らが仲間自転車安全運転を啓発する『サイクルリーダー作戦』

副読本の配布とともに、静岡県くらし交通安全室では『サイクルリーダー作戦』を推進している。これは自転車通学の高校生をサイクルリーダーに任命し、模範運転を促すとともに、他の高校生に安全運転を波及させることをねらいとしている。平成14年度にスタートし、県内の公立・私立高校148校のうち、自転車通学率の高い138校が参加している。サイクルリーダーは各クラス2名が任命され、毎年約5500人の高校生にサイクルリーダー委嘱状が手渡される。サイクルリーダーは、クラスの仲間に3つのポイント(左記コラム参照)を自ら模範で示すなど、啓発活動を行う。

サイクルリーダーと警察署の連携

サイクルリーダーと静岡県内の各警察署が連携した活動も行われている。焼津警察署では昨年7月に「サイクルリーダーとの自転車事故防止検討会」を開催。これに焼津市内にある3つの高校から18名のサイクルリーダーが参加した。各校のサイクルリーダーは、焼津警察署長をはじめ警察関係者と自転車事故を防ぐための意見交換を行

った。また、同署では近隣の高校のサイクルリーダーと、実際に自転車事故が起きた現場に向いて、事故の原因や対策を考える「現場診断」も昨年2回実施した。検討会や現場診断で話し合ったことを、各校のサイクルリーダーから高校生の目線で仲間に伝えてもらうことが効果的だと焼津警察署は考えている。

サイクルリーダーとなった生徒一人ひとりに、静岡県知事からの委嘱状が交付される。全校生徒を集めて委嘱式を行う高校もある。写真は昨年行われた、静岡県立浜松江之島高等学校でのサイクルリーダー委嘱式の様子



サイクルリーダーは自分の自転車にステッカーを貼り、自らも模範的な運転を心がける

サイクルリーダーの皆さんに  
お願いしたい

3つのポイント

①一時停止

最初の1台になってください。

自転車事故の約70%は交差点内での事故。事故の原因の35%が一時不停止です。事故を防ぐには、交差点での一時停止が大切だということがわかってきます。

自転車交通量が密となる朝の交差点では、前方の自転車が交差点で一時停止すると、後続の自転車も連鎖反動的に一時停止する傾向があります。

そこで皆さんにお願いします。皆さんが、一時停止する最初の1台になってください。きっと皆さんに続いて一時停止してくれる人が増えると思います。

②並進の禁止

みんなの模範になってください。

歩道での歩行者との接触事故や、車道でのクルマとの接触事故を防ぐとともに、他の交通に多大な迷惑をかけ、非常に危険な並進走行は、絶対にやめましょう。

友達とおしゃべりに夢中になっていて事故を起こすことが多いのです。一列走行で、みんなの模範になってください。

③5分早めに登校しましょう

余裕をもって事故防止。

あわてていると、周りに注意を払うことができず、事故を起こしやすくなります。時間に余裕を持って家を出て、安全を十分に確認しましょう。

ゆったりとした気持ちで登校し、一日を落ち着いてスタートさせるのは気持ちのいいものです。5分早く、家を出ればできることです。

その心がけを自分だけでなく、クラスや部活の仲間にも伝えていってください。

※静岡県くらし交通安全室がサイクルリーダーに配布している資料より

サイクルリーダーが街頭に立って指導

サイクルリーダー作戦を実践している高校の1つが、静岡県立静岡商業高等学校だ。同校では生徒会の中に各クラスの代表者2名計36名で構成された交通安全委員会が設けられており、この交通安全委員会全員をサイクルリーダーに委嘱している。全生徒763名の9割以上が通学で自転車を利用しているため、毎年4月にはクラスごとにサイクルリーダーが中心となって自転車指導を行う。自転車が学校規定のものか、ライトなどの保安部品が装備されているか、ブレーキは正常にはたらくか、雨合羽を用意しているか、自転車保険に加入しているか、盗難予防対策はできているかを、サイクルリーダーが確認していく。不十分な場合は、サイクルリーダーがその生徒にアドバイスして改善を促す。また、サイクルリーダーは定期的に通学時間帯に通学路の主要な場所(6~8カ所)に立って、生徒たちに街頭指導を行っている。



静岡県立静岡商業高等学校 生徒課長・中村信善

「サイクルリーダーは交通安全委員ということで、生徒が自主的に行う生徒会活動の1つという位置づけです。生徒から生徒へ自発的にはたらきかける、生徒同士で行動をチェックし合うことで、好影響を与えていると思います」と、同校生徒課長の村信善教諭は話す。平成18年度はサイクルリーダーによる街頭指導を1年間、毎日継続したそうだ。「たまに街頭指導をするのではなく、一度徹底的にやってみようという話になったのです。36名のサイクルリーダーが交代しながら、暑い日も寒い日も雨の日も毎日、登校する生徒に声をかけました。『毎日続けている』というサイクルリーダーたちの真剣な姿勢が伝わり、交通安全を守る生徒が増えました。平成19年度

習慣になるまで繰り返し言い続ける

中村さんが生徒に守ってほしいことは、「止まれ」の標識のある場所での一時停止と並進の禁止。昨年、1・2年生を対象に自転車利用に関するアンケートを行った。「自転車通学をする際、友達と話しながらよく並進走行する」という問いに、「はい」と回答した生徒がまだいたという。「2人以上でかたまると登下校する場合は、どうしても並進しがちになるようです。並進は車道ではクルマ、歩道では歩行者の迷惑になります。また、並進して話をしながら自転車を運転することは注意力が散漫になり危険です」。

同校では3月17日に1・2年生を集めて、交通安全教室を開催し、中村さんがアンケート結果をもとに実態を報告するとともに、自転車の通行位置や違反行為を生徒に説明。また、危険箇所マップを配布し、高校周辺や静岡市内の危険箇所を再確認してもらった。

「安全行動を習慣化させるには時間がかかります。私だけでなく、サイクルリーダーたちが繰り返し、習慣になるまで言い続けることが非常に大切です」と中村さんは力説する。

街頭指導を毎日行った時のサイクルリーダーの一人は中村さんに「最初はつらかったけれど、1年間継続して交通安全の大切さがわかった」と言ってくれたそうだ。サイクルリーダーとして生徒自身に指導者の自覚を持たせることは、生徒の主體的な交通安全活動を促す上で効果があることがわかる。